

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策に関する調査検討業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路の電気通信設備の更なる耐震対策によって、災害発生時にお客さまの安全を確保するとともに、緊急交通路・緊急輸送道路として人命救助・早期復興に貢献するため、レベル2地震動によって万が一桁ずれ等が発生した場合においても、最低限の電力供給を維持することを目的として、阪神高速道路におけるレベル2地震動による橋梁移動量の調査検討、橋梁添架ケーブルの耐震対策に係る動向調査、耐震対策手法の立案・検討、及び耐震対策に必要な部材の仕様検討を行うものである。</p> <p>また、橋梁添架ケーブルの耐震対策は、独自性のあるものとなることを想定して、検討にあたっては学識経験者への意見照会及び技術相談等を行いながら進めていくものとする。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 阪神高速道路の橋梁構造物及びその耐震性能を熟知し、橋梁添架ケーブルの耐震対策必要箇所を的確に選別するとともに、適切な耐震対策手法を立案・検討できること</p> <p>② 学識経験者による意見照会及び技術相談等を通じて、幅広い意見を取り入れながら調査検討を進められること</p> <p>が求められる。一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、当該研究所）は、</p> <p>① 阪神高速道路構造物の維持管理及び耐震性改善に関する調査研究や附属構造物の耐震性向上に関する調査研究業務等を通じて、阪神高速道路の橋梁構造物及びその耐震性能を熟知するとともに、阪神高速道路株式会社が抱える課題やニーズを把握している。</p> <p>② 学識経験者等をメンバーに含めた技術委員会を既に有し、構造技術及び電気通信技術に関する評価や審議の実績を有している。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、当該研究所を契約相手方として選定する。</p> <p>なお、当該研究所以外の参加者の有無を確認するため、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（参加意思確認書）の提出を求める公募（※）を行い、参加意思確認書の提出者が無かったことを確認している。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定に基づき、当該研究所と随意契約するものである。</p>	
<p>※契約事務取扱マニュアル第6編第2章「参加者の有無を確認する公募手続きについて」</p>	